

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に再雇用され、製缶工として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社内において鉄板を保管場所に立てかけていたところ、積んであった鉄板が落ちてきて、請求人の肩を直撃し（以下「本件事故」という。）、その後、首、背中也負傷したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「左肩関節痛」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、本件傷病は本件事故が原因であり、治ゆ後障害が残存するとして、障害補償給付及び療養補償給付（診断書料）の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日、業務上負傷し（以下「前回事故」という。）、

「左肘部裂創、筋断裂」と診断され、平成〇年〇月〇日に治ゆした後、前回事故による傷病が再発したとして、平成〇年〇月〇日付けで監督署長に療養補償給付を請求したが、不支給となり、審査請求をしたが平成〇年〇月〇日付けで棄却されている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は本件事故によるものであり、治ゆ後、左肩関節の可動域制限等の障害が残存しているとして本件再審査請求に及んだものである。

(2) 本件事故について、請求人は「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、事業場の作業場所で一人で鉄板の整理をしていたところ、別の鉄板3, 4枚が請求人の背後から倒れてきて、左肩辺りにぶつかり、受傷した。」旨主張している。しかし、請求人が医療機関を受診したのは本件事故から2年後のことであり、この点において、まず、同主張には疑念が残るものと言わざるを得ない。

(3) 本件事故の発生状況をみても、請求人は、近くで作業していた者が、鉄板が倒れた大きな音を聞いているはずで、声を掛けてきた時に倒れた鉄板を見ているはずである旨述べるが、D及びE共に、これを否定する申述をしており、更に一件記録を精査するも、本件事故あるいは請求人の負傷について見聞きした者はいないなど、本件事故の発生状況が不明で、現認者もいない。したがって、当審査会としても、本件事故の事実を客観的に確認することはできず、決定書理由に説示のとおり、請求人の本件傷病は本件事故によるものと認めることは

できない。

(4) 本件における医学的見解をみるも、F医師は、「原因の訴えがあれば因果関係は否定出来ないが、医学的な証明は困難である。」と述べており、G医師も、「左上肢の可動域制限・運動痛・痺れ感などの本人の愁訴については医学的に説明不可能であり、心因性による症状と判断せざるを得ない。現在の本人の愁訴を平成〇年〇月〇日に負傷したことが原因であると医学的に説明することは、不可能である。」と述べている。両医師の所見を踏まえると、本件傷病によるものであるとして請求人が訴える症状は、医学的根拠に欠けるものと言わざるを得ない。

(5) 以上のとおり、当審査会において、改めて、請求人の主張及び請求人の訴える症状・経過、各種聴取書、医学意見等一切の記録を精査するも、請求人の本件傷病を業務に起因するものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。